

議案第 80 号

鯖江市嚮陽会館等における指定管理者の指定の期間の変更について

鯖江市嚮陽会館等における指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和 7 年 11 月 26 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

- |         |  |
|---------|--|
| 1 施設の名称 | 鯖江市嚮陽会館<br>嚮陽会館前駐車場<br>ふれあい広場駐車場   |
| 2 団体の名称 | 鯖江市桜町 3 丁目 3 番 3 号<br>株式会社きょうよう企画<br>代表取締役 近藤 恵美子                                |
| 3 指定の期間 | 変更前 平成 31 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで<br>変更後 平成 31 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで |

提案理由

鯖江市嚮陽会館が複合交流施設として整備されることに伴い、令和 8 年 7 月からの大規模改修工事開始までの間について新たに指定管理者を公募することが困難な状況であり、引き続き効率的・効果的な施設運営を行う必要があるため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。